

建物共済給付金の給付申請をするには

本堂・庫裏（書院）被害に遭われた場合

本堂・庫裏（書院）が火災および天災地変により、被害を受けた場合、建物の被害程度が5分の1以上だと思われる被害においては、申請が可能です。建物に対しての被害ですので、荘厳や仏具等の被害は含みません。まず被害状況を示す写真を必ず お撮りいただいた上で早急に総務部までご連絡ください。被害状況により、審査会委員が調査に参ります。

給付金の受給申請について

建物共済給付金の給付を受けようとするときは、「建物共済給付金給付申請書」に必要事項をご記入いただき、下記記載の添付書類を添付し、組長・教区長を経て会長宛に90日以内に申請してください。審査会において、被害の程度・加入者数に応じ、給付額を決定し、給付いたします。給付額については、給付額の一覧表をご参照ください。

添付書類

- (1) 被災を証する消防署長、警察署長または市区町村発行の罹災証明書
- (2) 境内建物の配置図（配置図中に被災部分を表示ください）
- (3) 被災状況を示す写真
- (4) その他必要と認められる書類

注意事項

次の事由によるときは、建物共済給付金の受給資格が喪失します。

- (1) 申請が被災の日から90日を経過したとき
- (2) 給付を受けるため被害を過大にしたとき、または故意に過大に申告したとき
- (3) 災害発生が加入者の故意によるとき

様式番号	79	申請書名	建物共済給付金給付申請書
------	----	------	--------------

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105